

全公連だより

VOL. 11

令和3年5月1日発行



那覇市首里金城町の石畳と茶屋 撮影者：沖縄協会



全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

全公連だより VOL.11 令和3年5月号 目次

1	批評は中庸が肝要 上智大学教授 楠 茂樹	2
2	災害時協定書を締結した企業様から新製品や業務の効率化に対する提言について 【アイサンテクノロジー株式会社】 【福井コンピュータ株式会社】	4
3	全国の各協会紹介 【沖縄協会】【茨城協会】	8
4	会務報告 臨時総会及び第2回研修会報告	11
5	全公連ニュース 令和3年度定時総会開催案内 会議経過及び今後の会議予定	13
6	コラム【ホウキンの道草】 『日本里道学会顧問』 元東京法務局長 寶金 敏明	14
7	編集後記	18



日本最大の藩校（水戸藩）- 『弘道館』 撮影者：茨城協会

先日、NHK「おはよう日本」の報道で有識者としてコメントした。コロナ軽症者用に(東京オリンピックのために準備した)警察官宿舎を改修したが未使用のまま元に戻し、二度の改修で総額40億円を支出したという内容の報道だった。当時の状況では「どうなるかわからない中、保険をかける意味もあるので結果的に未使用になったこと自体は責められない部分もある」が、その手続きや各省庁、自治体との情報連携、コミュニケーションの問題があったのかもしれない今後の材料のためにも十分な検証をするべきだ、とコメントした。国民の税金の利用なので、当然、批判的に見ることは重要だ。



この点について世間の反応は二つに分かれている。

一つが、「40億円という多額の出費をしておいて未使用などは、とんでもない無駄遣いだ。関係者の責任追及を徹底すべきだ。」というものだ。そしてもう一つが、「パンデミックを防ぐために必要なことをしたのだから、結果未使用に終わったとしても、むしろ政府の判断は褒められることはあっても責められるべきではない。」というものだ。

これらの意見は両方ともことからの一面しか見ていない。前者は、最初から無駄と決め付けているのが問題だ。検証なしに無駄と決めつけるのは思考停止以外の何物でもない。証拠なしに断定するのは、言論上最もしてはならないことだ。

後者は、最初から合理的と決め付けているのが問題だ。目的が正しければ手段が正当化される訳では決していない。政府は必要だが政府に関わる全ての出費が合理的な訳ではないはずだ。自衛隊のように武力紛争の抑止効果があるのなら、武力紛争が生じなかったこと自体を「よい成果」ということができるが、警察官宿舎を改修したことがパンデミックを防いだ訳ではないので、未使用だったことは「見込み違い」に基づく(実際に、ホテル等が使用されたのでこの施設は不要だった)のだから、今後活かすべき材料として検証の対象になるだろう。それを「国民のためを思って実施したのだから褒められる話だ」といった単純な思考で正当化すべきではない。40億円という多額の費用はより有効なお金の使い道もあったかもしれない。あるいは今後の変異種の感染拡大などを考えれば、オリンピックの動向など勘案しつつ再改修など要らない、という結論が妥当だったのかもしれない。大変なときだから黙れ

というなら民主主義は要らない。

あるテレビ番組で、ある与党政治家がコロナ禍における政府の対応を批判された際、「頑張っている人を批判してはいけない」といった趣旨のことを発言したのを見かけたことがある。この種の発言は絶対にしてはならない。このコロナ禍で誰もが歯を食いしばって頑張っている。全体の奉仕者であるはずの政治家や公務員が頑張るのは当たり前で、問われているのは頑張る方向とその具体的施策の合理性、妥当性である。必死だから免責というのでは政策は成り立たない。「国民一丸になるべきこのときに批判などするな」、というのも同じ類の発言だ。

一方、何でもかんでも相手の悪口を探すだけの態度には辟易する。政府批判なら何をいっても責任は負わなくてよい、という風潮には強い危機感を覚える。野党政治家は相対的に自身の評価を上げたいがために政府の評価を作為的に下げようとする。それが客観的な事実を前提とした正当な評価に基づいているならばよいが、悪口をいうために恣意的に事実を切り取って酷評するという言説が、政府の批判者には多く目立つと感じているのは筆者だけではない。

批評は中庸が肝要である。しかし、メディアによく登場する知識人にはそのような中庸な姿勢を見かけることはあまりない。際立った言説が視聴者に好まれるからだ。メディアは視聴者の危機感を煽ろうとする。視聴率が取れるからだ。政府の対応に不満を持つ視聴者を代弁して政府批判をすることで視聴者の満足感を与える。だから必要以上に事実を誇張して報道する。それが必要以上の危機感を煽る。それが視聴者の不満を増幅させる。その不満を解消する発言を知識人にさせる。そういう循環のように思えてならない。中庸の姿勢を貫いて視聴率を下げるのであれば、際立った姿勢を示すことで視聴率を上げた方がよい。視聴率が上がれば、資金を提供するスポンサーが喜ぶ。

だから大抵の場合、最初からポジションが決まっている知識人が登場するか、知識人を誘導して際立った発言をさせるかのどちらかになる。後者の場合、良識のある知識人は、番組の編集に不満を持って「2度と出ない」と思う場合も多々あるようだ。筆者はそういった有識者を数人知っている。

冒頭のインタビューでは、筆者は「理解できるが検証が必要だ」と発言した(切り貼りされたのではなく、確かにそう発言した)が、順番を変えて「検証が必要だが理解できる」と発言したら随分と印象が変わっただろう。筆者は仕

事柄、公共契約のあり方には厳しく眺める癖が付いているので、どのような場合でも将来に生きる材料は活かすべきだ、と考えてそのように発言したのだが、政府担当者からすれば納得がいかないかもしれない。「理解できる」と発言しただけ、中立であるとは思うのだが。

競争入札が善で、随意契約は悪だ。一般競争が善で、指名競争は悪だ。落札率が低いのは善で、高いのは悪だ。このタイプの言説がこれまでの入札契約改革でまかり通ってきた。しかし競争入札を行うことが不利な場合には随意契約をすることが認められている。緊急性の高い調達で無理して競争入札を強行するのは、却って国民の損害を与えることになりかねない。必要な競争入札は必要で、必要な随意契約は必要というだけの話なのに、そういう議論にはならない。

指名競争や随意契約が、談合や癒着の温床になってきたという事実は否定できない。だからといってこれらのすべてを闇雲に否定するのは思考停止そのものである。大人用のプールで子供が溺れたら危ないので全部子供用プールにしろというのがナンセンスなのと同じだ。しかし、人々は「怒り」や「憤り」の感情を持つとき、往々にして極端な議論に走りやすいものだ。カーブを曲がり切れずに脱線した列車がマンションに激突して多数の死者が出た、あの事故のとき、住宅やマンションの付近を列車が走っていることを「危険極まりない」と指摘した識者がいたが、それなら横断歩道は全部廃止し全部トンネルにせよということになるし、飛行場の滑走路からターミナルまで数十キロ離せということになる。事故の危険を最小限に抑える工夫は必要だが、極端な安全志向は非現実的なコストを生み出す。随意契約は不正、癒着の危険があるから廃止せよではなく、不正、癒着の危険を最小化する努力を施しつつ随意契約を実施せよ、というのが正解のはずだ。もちろん、随意契約自体が不正、癒着だというならば話は別だが、それならば法令は随意契約を許さないだろう。

随意契約の生命線は透明性にある。例えば、昨年話題になった全世帯向けのマスク配布事業。あれは随意契約で行われた。一段階早い時期に国民にアナウンスし、実際に配布していれば結構効果があったと思う。2月から3月にかけて不織布のマスクが店頭から消えたのは事実であった。それが未知のウィルスに直面した国民の不安を煽ったことは事実だ。政策として政府が必要なマスクを調達し、必要な人に配布することそれ自体は、不良品がなく、支出も低廉に抑えられて、目的に対して一定の成果が期待できるならば、批判されるべきものではない。そして場合によって随意契約が必要だという考えは当然だ。公共工事における緊急随意契約は人々の命を守るために必要なものだから競争入札のメリットを捨てて、「時間を買う」のである。それを否定する人はいない。だから政府はその調達の必要性も含めて徹底した情報公開に努めればよい。しか

しそれが十分ではない、というのが大方の見方だ。

透明性を欠けば随意契約への国民の不信感が高まる。不信が集積すれば、随意契約自体が悪性視されるかもしれない。今後必要な場面において発注機関が批判を恐れて躊躇し、随意契約が利用できないような事態になれば、それは政府にとって不幸な話であるし、それは延いては国民にとって不幸な話だ。あれこれと批判される中、政府にとって必要なのは先手先手の透明化なのではないだろうか。本当に必要なものを正当な手続で調達しているのであれば、堂々と説明すればよい。必ず国民は支持するはずだ。途中で紆余曲折があっても、それはどんな場合でも紆余曲折がある。仮に些細なミスを取り上げて野党が政府批判しようものなら、そのような批判をした野党こそが国民の支持を失うであろう。ただ際立った報道を好み、国民の不安と怒りを恣意的に誘導しようというメディアの姿勢が変わらない限り、政府は情報の公開に躊躇し、無謬の体裁を繕い続けるだろう。「批評は中庸が肝要」という出発点があつての透明性への信頼なのであるから。

「批評は中庸が肝要」と決めつけるのも思考の停止かもしれないが、そこから出発することが、大抵の場合、妥当な結論を導くというのが歴史的な経験則ではないだろうか。最初から善悪を決め付けるような議論には、十分警戒した方がよい。

(了)

登記所備付地図整備を全面支援



の調査システム群が

スゴい!!

地図整備

Wingneo®INFINITY2022では、登記所備付地図整備を支援するツールをパッケージ化しています。

地図 XML ファイルや法務省フォーマット・地籍フォーマット形式のデータインポートから整備エリアの筆界や所有者情報のデータベース管理ができ、それをもとに境界立会いや境界立会権利者への通知書発送・提示資料の作成をスマートに行えます。ネットワークによって作業チーム内での共通認識や進捗把握、協同作業によるデータ整理が進められます。



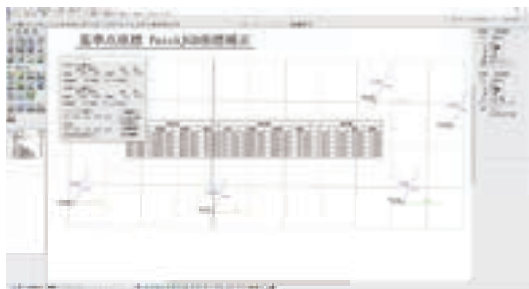
筆界形状・地権者情報のデータ一元管理と工程ごとの計算書類や通知書作成

コンバータとしても活躍 | 法務省フォーマット入出力

地図整備開始時や最終出力データの整理にも安心なのが種々ある数値フォーマットを最適にコンバートできる点です。

- SIMA 区画形状データを法務省フォーマットに変えたい
- 日本測地系を考慮した基準点座標の移動を反映させたい
- TKY2JGD やアフィン変換、PatchJGD などの座標変換・補正を適切に使用した経緯を残したい
- 任意座標系にわかれた複数の地図 XML ファイルを合成したい
- 最終的な数値ファイル化をエラー無くまとめたい

各地の実務では、保有データにも地域性があることから基礎データの種類や内容もまちまちです。Wingneo®INFINITYでは、ファイル形式対応と地図整備のためのデータ整理が一体となったシステムで、円滑な作業を支えます。



PatchJGD 座標補正を経た基準点座標の変位量を図面資料化

地籍調査データベースを活用
不動産登記・用地測量、計測の技術をベストミックス

地図整備作業には、Wingneo®INFINITYの地籍調査システムをベースとして利用します。法務省フォーマットへの対応に加え、地権者情報の管理や字界ごとの集計、進捗管理、図面作成などトータルで地図整備をサポートします。

不動産登記や用地測量で利用するツールを組み合わせでき、ラスタデータの OCR (画像からの文字認識) 活用など先進の測量デジタル技術で効率的に課題に対処できます。



地図整備エリアの全体管理と作業班編成にも対応した立会い時資料作成

ラスタ地図を座標で自動結合 | 公図自動結合

「公図自動結合」は、スキャンした地図やダウンロードした登記情報図面を CAD 上で高速に位置あわせします。ラスタデータ内の図郭座標値や図葉に共通する地番名文字を OCR 解析し、隣り合う図面同士をすばやく結合します。

残された図面から筆界再現 | 画地調整支援ツール

図面と現地の不整合の問題は地図混乱地域や地図整備に限らず多くの場面で目の当たりにします。「画地調整支援ツール」は、登記所備付地図の写しや地積測量図、用地測量関係図面など、あたえられた最低限度の測量履歴を最大活用し、三斜求積図面と日本測地系との位置整合や、調整可能箇所(辺長や面積)での微調整、地積に対する自動微調整機能を搭載します。

本ツールでは、筆界特定業務における現地と図面の不整合の課題にも一定の提示資料化が可能です。



公図自動結合(左)と画地調整支援ツール(右)

CAD-PDF ユーティリティー | 拡張 PDF 読み込み

PDF ファイル内の図形や文字を CAD 図形として取り込み、表現の高い再現性と再編集できる環境が実現します。



CAD 地図と測量データの重ね図作成

CAD の測量図面に航空写真や地図を重ねた図面が簡単に作成できます。

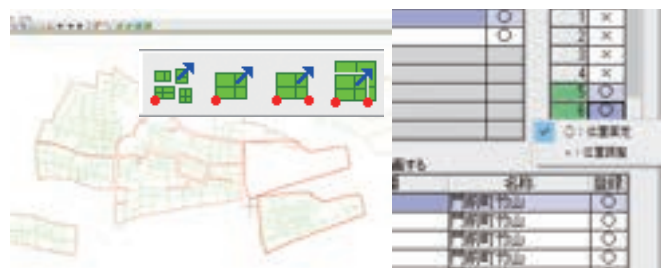


重ね図作成ユーティリティー | KML ファイル活用

地図整備の状況を「KML ファイル」に出力すれば、一般的な地図アプリケーション上に筆界形状・プロット、立会い写真などを展開でき、身近なかたちで調査データを提示できます。



© 国土地理院 地図タイトル



地図 XML 同士の相対位置をマウス移動やスケール・回転操作で調整可能

筆界と登記簿情報の合成で 地図整備の基本情報をととのえる

また、地図 XML はデータ構成上、権利者等の情報は持ち合わせていません。そのため筆界に対する権利者情報をのちに組み合わせる必要があります。

Wingneo®INFINITY2022 では、位置調整後の区画に登記記録データ (CSV 等) を合成できます。筆界に登記記録のテキスト情報を重ね、それをもとに作業班の設定や立会い日程調整、地権者への通知書や調査票をつくる調査情報データが自動生成できます。



字ごとの筆構成一覧と立会い日程・通知書等の印刷などが一連で処理可能

CAD による調査図素図告書に連動 共用記号の自動配置にも対応

地図整備の基本データを「調査図素図」として作成できます。同一地権者の共用記号自動配置やデータ種類別の一括着色など少ない手順で美しく図面が仕上げられます。



調査図素図の着色図作成 共用記号の自動配置を搭載

調査図素図

Wingneo®INFINITY2022「調査図素図作成ツール」は、登記所備付地図整備における「地図 XML」をもとにした調査図素図・調査図作成を支援します。

作業エリア選定後、発注データとして受け取る地図 XML には下記の特徴がある場合があります。

作業エリア内で複数のファイルにわかれている

任意座標系が設定されており、回転角が異なったり地図とあわない

字界ごとに複数のファイルにわかれている

ツールでは、こうしたファイル群をオープンし、マウス操作でファイル同士の位置関係を合わせていくことができます。



調査図素図作成ツールで複数の任意座標系「地図 XML」を調整

登記所備付地図作成作業 現地調査支援

現地調査端末連動 **新** 調査システム 今春登場予定!

お問い合わせは

土日祝日をのぞく
9:00 ~ 18:00



0570-064-457

E 工程業務の課題と作業効率化の方法

福井コンピュータ株式会社
マーキュリー事業部
西川 晃

福井コンピュータ株式会社では、「地籍調査事業および14条地図作成事業」の業務支援システムとして、Mercury-LAVIS（マーキュリー・ラヴィス）をご提供しております。

Mercury-LAVISは、今夏にバージョンアップを予定しており、従来の「事務支援」に加え地籍調査・14条地図作成に特化した「測量計算・図面作成」の機能が追加され、地籍調査・14条地図作成の専用システムとして「総合的なソリューション」に対応いたします。

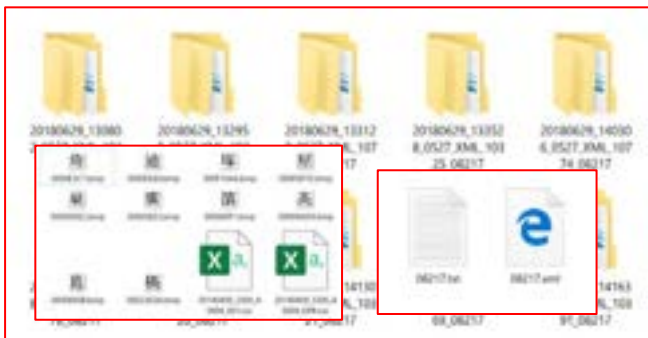
今回は「地籍調査および14条地図作成事業」からE工程業務の課題と作業効率化させる方法について、ご紹介をさせていただきます。

【法務局データを効率よく使用するには】

地籍調査・14条地図作成の事業は、法務局より貸与されるデータを使用することから始まります。法務局から貸与される資料として、「地図XML」(公図)ファイルと「要約書CSV」(登記)ファイルがありますが、それぞれ複数フォルダに複数ファイルが存在する形で提供されます。個々のフォルダ名・ファイル名から、内部に含まれる地区の情報を判断することはできません。特に、「地図XML」(公図)に関しては、作業地域を絞り込んだ状態で提供されるとは限りません。

この、不規則な状態で提供される「地図XML」(公図)と「要約書CSV」(登記)のファイルから効率よく作業を進めるには、提供された全てのデータを一括で読み込み、公図・登記データをシステム等で展開させた後に不要な地区を削除し、必要な地区データのみを残す作業が重要であると考えています。

Mercury-LAVISでは、「地図XML」(公図)と「要約書CSV」(登記)のファイルの取込の際に、取りまとめた最上位フォルダを指示することにより、取込対象となるファイルを自動抽出し一括で取り込み作業を行います。自動抽出では不要な建物登記や同一内容のファイルなどを排除して選択します。



【登記情報に含まれる外字の取り扱い】

「要約書CSV」ファイルを一括で読み込み、調査前の登記情報を一筆単位で「表題部・甲区・乙区」に一元化する必要があります。また同時に土地所有者については「所有者マスタ」データとして登録されます。

この土地所有者に登録される「登記氏名」や「登記住所」に使用されている「外字」については、「要約書CSV」の貸与時にフォルダ内に添付されている「外字ファイル」の名称で登録されているため、調書の作成時には「外字」を置き換える必要があります。

Mercury-LAVISでは、「調査前データ」や「所有者マスタ」に表示される文字を「外字ファイル」の内容に置き換えているため、「外字」の取り扱いに関しては意識することなく調書の作成を支援しています。調書の印刷に関しては「外字ファイル」の画像をそのまま使用することができますが、調査図

素図等の図面文字に関しては画像ではなく文字列にする必要があります。その際には画像ファイルから「代替文字」を登録して公図に転送していますので、図面上の外字を含む文字は「文字列」として配置されます。



【登記情報のデータを事前に確認する必要性】

「要約書CSV」(登記)の取り込みで登録される「所有者」情報には、「異なる漢字を使用した氏名」や「異なる表記による住所」が存在するため、この「氏名と住所」の組み合わせにより、「同一人物」でありながら複数の「土地所有者」が登録されることとなります。

この「同一人物」をそのまま使用した場合、立会通知や閲覧通知等の書類を作成する際に「同一人物」宛の書類が複数作成されることとなります。あきらかに「同一人物」であると判断できる場合は、異なる同一人物を「指名候補・住所候補」として取りまとめる必要があります。

Mercury-LAVISでは、「氏名が異なるが住所が同じ」や「氏名が同じだが住所が異なる」を抽出し、目視により「同一人物」として取りまとめる作業を支援しています。



【公図と登記情報を連携させるために必要なこと】

貸与される「地図XML」(公図)と「要約書CSV」(登記)は、お互いに不足するデータを補うためにデータマッチング(突合)で連携させる必要があります。しかし、「地図XML」(公図)と「要約書CSV」(登記)では、連携のキーワードとなる「大字・字」の情報の登録方法が異なります。

公図の情報には正確な「大字・字・地番」が登録されていますが、登記情報の「所在」には「市区町村・大字・字」が統合して登録され、「大字・字」が正確に分類されていません。

例えば、地番表記の枝番では、公図情報の「-」(ハイフン)と登記情報の「番」の表記の違い、所在表記の字では、公図情報の「1丁目」と登記情報の「一丁目」の表記の違い、また「大字〇〇字〇〇」等の「字」付加の違いなどがあります。

「登記の情報」(地目・所有者・登記面積等)を「公図の情報」として取り込むには、登記情報を正確な「大字・字・地番」に分類して公図と「マッチング」させる必要があります。

Mercury-LAVISでは、「要約書CSV」を読み込む際に、「所在」に使用されている文字の傾向を判断し、最適な「市区町村・大字・字」で分類した「字マスタ」を作成して、公図とのマッチングに使用しています。

公図と登記をマッチングさせることにより、公図情報に不足している、「地目・所有者・共有者・登記面積・権利情報」等の情報を取り込むことができ、「調査図素図」等の図面作成ができるようになります。



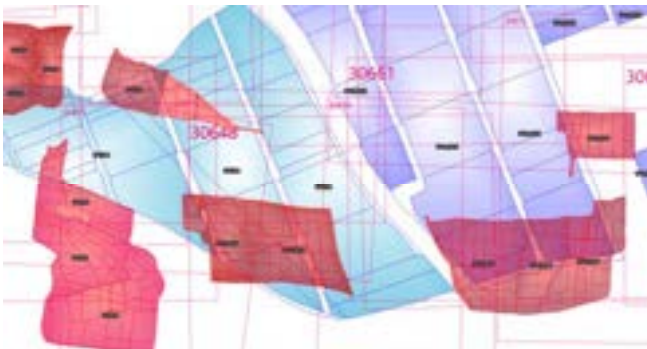
【公図のレイアウトを変更するには】

貸与される「地図 XML」(公図)は、任意座標で登録されているため、様々なレイアウトで配置されて提供されます。公図が重なって配置されている場合が多く、公図が 1/500 または 1/600 の縮尺で混在して配置されている場合もあります。E 工程で使用する「調査図素図」を作成するには、作図の範囲で公図を最適な位置に配置し直す必要があります。

Mercury-LAVIS では、重なっている公図を図郭単位で選択し、1 点または 2 点の基準位置を指定して公図を移動することができます。さらに、2 点配置では縮尺を変更しながら再配置をして、隣接する公図との位置を合わせることも可能です。異なる縮尺が混在する場合であっても、全ての公図を指定した縮尺(1/600 等)に統一することもできます。

公図には「大字・字」の情報が登録されていますので、「大字・字」の単位で筆を着色することができます。公図が着色されて配置されていれば、大字・字の単位で配置する対象を集約することができ、使用する公図を整理する際の参考になります。

異例の作業にはなりますが、公図を完全に接合させる必要がある場合でも、隣接する公図の間で統一させる境界点をスナップ(検索)して位置合わせをしながら二重になる境界線を統一し、構造化ポリゴン(隣接する境界点および境界線を一つにする)の状態に登録します。



【公図と登記情報を連携させて何が出来るのか】

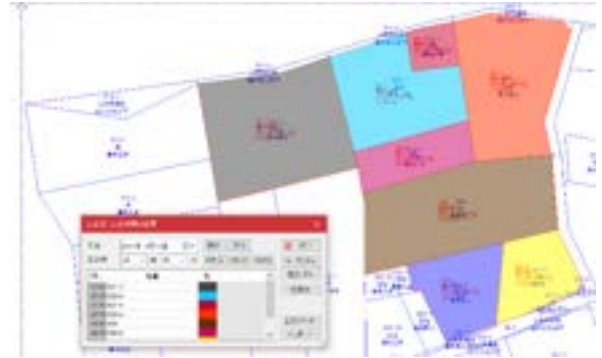
法務局より貸与される「地図 XML」(公図)と「要約書 CSV」(登記)は、対象の調査区域に使用するデータだけが提供されるとは限りません。

前述の方法で「地図 XML」(公図)と「要約書 CSV」(登記)をマッチング(突合)させてデータ連携させることにより、公図上の「不要な範囲」や登記上で「不足する情報」を明確にすることができます。さらに、調査区域の内外指定においても、調査区域で最適にレイアウトされている公図を使用して、調査区域の内外および隣接の情報を登録することができ、その情報を登記上に反映させることで、調書作成の絞り込みに使用することが可能になります。

立会いの日時を登録する際も、公図上で街区単位・隣接状態を確認しながら筆ごとに日時を指定することで、洩れの無い立会い日程管理を実現することができます。

Mercury-LAVIS では、連携する公図と登記情報を使用して、マッチング状態を明確にして情報の過不足を確認します。地域を指定するのは公図が便利であるため、公図上で「削除する地域」や「内外隣接の地域」を指定することにより、公図に連携している「登記情報の削除」、さらに「区域情報を更新」することができます。

また、公図上の筆に立会い日時を登録することで着色の表現をおこない、同時に登記上の立会日程としても登録されます。位置情報が明確である公図情報を操作することで、連携する登記情報の登録および更新が可能となります。



【登記と公図の連携で立会い時の書類と図面を作成】

登記の情報を利用して地籍調査・14 条地図作成の E 工程の調書を作成します。調書の様式は Excel で保存をすることが一般的となっています。

公図に登記の情報が登録しますので、公図から指定の図郭または作図範囲を指定することで「調査図素図」を作成することができます。「調査図素図」では、隣接する同一所有者の「眼鏡マーク」や地目の「略称表示」、画地内文字として共有者を列挙するなど、独特の編集が必要となります。

Mercury-LAVIS では、調書について Excel で様式を準備していますので、地域の様式は容易に対応することが可能です。公図から作成する「調査図素図」については、登記情報から判断して「眼鏡マーク」の自動配置や画地内文字の共有者列挙について自動判断して作図いたします。

立会い調査後に分合筆等の異動情報について公図を利用して登録することにより、調査後の異動処理としてダイレクトに反映させることができ、さらに「調査図素図」から境界線に「×」マークの配置や、地目変更等の「二重取り消し線」の配置などを自動的におこない「調査図」の効率的な作成を支援します。



【おわりに】

福井コンピュータ株式会社マーキュリー事業部では、今夏の Mercury-LAVIS Ver3 の発売に合わせ、「地籍調査および 14 条地図作成の作業効率化」に関する「オンラインセミナー」を開催しています。

開催をご希望の方は、「ご担当者」と「ご希望の日時」を明記の上、下記メールアドレスまでご連絡をお願いいたします。

福井コンピュータ株式会社
マーキュリー事業部
西川 晃 nishikawa.a@fcgr.jp

○茨城協会

昨年以降コロナ禍において、計画した事業・研修会等が実施できませんでしたので、今回は茨城協会及び茨城県の紹介をさせていただきます。

【協会の概要】

当協会事務局は県庁所在地水戸市の郊外（水戸駅からは約9Km）にあります。常磐自動車道水戸インターからは2分の位置にあり、車社会にとっては便利な場所です。茨城土地家屋調査士会館に入居しております。事務局は3名の職員が従事しております（全員とても頼りになります）。現在105名の社員数であり、県内15区域に分けて活動しております。令和元年度事業実績額は2億3千万円で全国29位ですが、一人当たりの実績額にすると約220万円で17位に上がりますので、平均より効率よく運営できているのではと思います（登記所備付地図作成作業が落札できるかどうかが大きな要素となります）。



事務局の外観写真



事務局内部の写真

【茨城県について】

続いて茨城県の紹介です。

関東の北東側太平洋沿いに位置し、面積は全国24番目、人口は約280万人で11位です。県内に人口30万人以上の都市は存在せず、20万人以上の都市が2市あるのみで、特定の都市に集中せず全体に広く人口が分布しています。それは本県の地形が平地に富んでいることを大きく物語っています（ちなみに道路の実延長距離は、あの広大な北海道に次いで全国2位の長さであります）。

ところで、毎年順位をめぐって全国的な注目を集める「都道府県魅力度ランキング」（昨年10月最新）がありますが、皆様はご自分の県が最新の結果で何位かご存知でしょうか？わが茨城県は、忘れようにも忘れることはできません。なぜなら一昨年まで7年連続全国最下位47位だったからです。

しかし、茨城県には日本一がたくさんあります。

まず農作物では、陸稲・メロン・栗・レンコン・はくさい・小松菜・ピーマン・みずな・ちんげんさい・レタス（春・冬）・夏ネギ等の収穫高があり、他には芝の作付面積、鶏卵・干し芋の生産量、ビールの製成数量、淡水真珠の収穫量、不動産に関する事項としては工場の立地面積、耕地面積割合、一住宅当たりの敷地面積等すべて日本一です。

又、日本三〇〇といわれる有名なものがあります。岡山「後樂園」・金沢「兼六園」に並ぶ水戸「偕楽園」－（日本三名園）、京都「伏見稲荷大社」・佐賀「祐徳稲荷神社」に並ぶ茨城「笠間稲荷神社」－（日本三大稲荷）、栃木「華厳の滝」・和歌山「那智の滝」に並ぶ茨城「袋田の滝」－（日本三名瀑）、秋田「大曲の花火」・新潟「長岡まつり大花火大会」に並ぶ「土浦全国花火競技大会」－（日本三大花火大会）です。

尚、都心から高速で1～2時間内の距離で歴史的建物や自然豊かな風景に恵まれており、国内でも有数の野外ロケオープンセット（戦国・江戸から大正～昭和初期まで）等もあり、数多くの映画・ドラマの撮影が行われています（NHK大河ドラマではほとんどの作品で利用されており、本3月は水戸が舞台の場面が多くあり、よく放映されています）。

このような名所や、日本でも一二を争うようなものがたくさんありながら、7年連続魅力度最下位とはどういうことだったのでしょうか・・・。

幸いにも、最新の結果ではついに最下位を脱し5ランクUPの42位になりました。この結果を踏まえ県

知事は、「3年間の成果が出た」と語りました。県知事は、3年前に初当選した元官僚出身ではありますが、民間のIT企業の経営経験が10数年あり、民間の発想と手法からアプローチし、アピールをした結果であります。

調査を行っている機関は、今回の茨城県は、魅力度の判断材料である「認知度」と「情報接触度」が上がったためマスコミでも紹介される機会が増え、相乗効果で魅力度が上昇したと分析しています。

今回このことを通じて、我々の状況もおかれた立位置も同じようなことが言えるのではないかと思います。以前からわかっていることではありますが、あらためて、いかにして我々の知識・経験・ノウハウをアピールし認識してもらうか、茨城協会も積極的な業務案内、名刺挨拶、政治力を通じた行政へのアプローチをしてきておりますが、より一層粘り強く続けていかなければならないことを再認識致しました。

尚、今回の全公連だよりの寄稿にあたり、一日も早いコロナウイルスの収束と皆様のご健康を祈念し、当県にあります世界最大の仏様（牛久大仏といひ、世界一の高さ120m・ギネス記録）にお参りを致しました。



牛久大仏

○沖縄協会

【協会の紹介】

当協会は、那覇空港から車で約10分程度、県庁所在地である那覇市の中でも、県庁や市役所、国の機関など官庁が多く立ち並び、観光地として有名な国際通

りにも徒歩圏内にあるマンションの一角に事務所を構えております。また、協会事務所の上階には沖縄県土地家屋調査士会の事務所もあり、常日頃より連携を図っております。

と、ここまでだと、立地の良い場所に事務所があるように思われますが、そこは、車社会の沖縄県。ちょっとした距離も車に乗って、絶対歩かないウチナンチュ（沖縄人）。事務所近隣の有料駐車場はごくわずか。駐車する際は、早いもの勝ち。そんなことを知ってか知らずか、駐車料金も値上がり気味でございます。ですので当協会にお立ち寄りの際は、公共交通機関のご利用をお勧めいたします。

さて、当協会の社員数は100名で、事務局職員は9名（常勤職員4名、非常勤職員5名）が勤務しております。沖縄県は九州から台湾にかけて連なる南西諸島の南半分位置し、太平洋と東シナ海に囲まれた大小160の島々からなる島しょ県です。その全域をカバーするため、当協会には、県協会事務局のほか、沖縄本島に北部、中部、南部事務所、宮古島に宮古事務所、石垣島に八重山事務所の計5つの従たる事務所を設置しております。



県協会事務局

ここで、少しだけ特徴ある5つの事務所をご紹介します。

まずは、沖縄本島の北部、山原（ヤンバル）と呼ばれる自然豊かな地区を担当する北部事務所。豊か過ぎて社員は測量時の伐採にひと苦勞。一番タフな事務所です。



本部町備瀬のふくぎ並木

次に広大な米軍基地を抱える本島中部にあるのは中部事務所。事務所近くには嘉手納基地。外国人も多く、事務所向かいの雑貨店のインド人店主が、にこやかに手を振って挨拶してくれます。法定外公共物の境界確定業務を数多く処理しております。

那覇市以南を担当するのは県協会事務局内に事務所を置く南部事務所。那覇市や県庁があるため、業務量が最も多く、また、14条地図作成作業をメインで担当しています。



那覇市首里金城町の石畳

沖縄本島から南西に300km。宮古島にある宮古事務所。社員数は6名と最も少ないのですが、地域に密着した色々な意味でアツい事務所です。



宮古島市の伊良部大橋

その宮古島からさらに南西へ100kmあまりの石垣島にあるのが八重山事務所。担当範囲にイリオモテヤマネコで有名な西表島やリゾートで有名な竹富島などがあり、楽しい観光客を横目に社員は作業着で汗かいて頑張っております。



石垣市バナナ岳からの展望

【土地家屋調査士会・政治連盟との連携】

毎年、県内における土地家屋調査士業界の発展と制度啓蒙の拡大、三団体の連携強化を目的とした合同役員会を開催しております。昨年度は沖縄県に対し、競争参加資格申請書の登録を受けている業種欄に「土地家屋調査士業」を追加することについて陳情を行い、令和3年度より追加されることとなりました。

なお、現在は、新たな活動として公共工事により亡失した境界標の復元事業について関係各署へご提案しております。



【首里城について】

令和元年10月31日未明、沖縄のシンボルである首里城が火災により焼失してしまいました。首里城再建の活動には県内外のみならず国外からも支援の輪が広がり、県民として



は首里城が愛されていたのだということをおぼろげに実感する思いでした。当協会も首里城の早期の復旧、復興を願い沖縄県へ支援金を寄附いたしました。

【最後に】

新型コロナウイルスの影響により移動や行動が制限される中、公益目的事業や会務運営にも少なからず影響がありますが、ここから新たな協会の在り方や事業執行の方法について社員・役員・事務局が一丸となって知恵を出し合い「打つ手は無限」をモットーに頑張っていきたいと思っております。



国頭村辺戸岬から見る海

会務報告

○ 令和2年度臨時総会及び第2回研修会報告

1. 令和2年度臨時総会

令和3年2月17日(水)9時から13時までWeb環境を利用した令和2年度臨時総会・第2回研修会が開催されました。



会場風景

例年この時期は、事業年度の中間報告と次年度に向けた事業計画の報告並びに検証を、2日間かけて全国の協会理事長が一同に会して、ホテルメトロポリタンエドモントにて開催していました。今年度は新型コロナウイルスの感染拡大により「緊急事態宣言」が発せられており、参集による会議ができないことから、昨年6月の令和2年度総会と同様、Web環境を利用した臨時総会・研修会となりました。

榊原会長から、コロナ対策に奮闘しておられる関係各位に感謝と労いの言葉、全公連会員に対しては昨年土地家屋調査士法制定70周年シンポジウム開催の協力に対して感謝の言葉がありました。その後、令和2年度の事業経過報告、令和3年度の事業計画指針の説明がありました。

そして、日調連・全調政連・全公連と三位一体となって、可能な事業提案を速やかに検討し実行するために、必要な法改正に向けて連携し活動している。そのためには、我々協会が行う日々の業務の実績がカギとなる。官公署が申請する「筆界特定」の申請代理権の取得、改正された「土地基本法」により行政財産である土地の利用・管理に公嘱協会がかかわる。このことが今後の公嘱協会の進むべき方向であるとの挨拶がありました。

その後、前段で臨時総会を開催し、後段で寶金講師による研修会を開催しました。



榊原会長挨拶

<令和2年度臨時総会>

臨時総会の議案は、以下のとおり上程されました。

第1号議案 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会則改正(案)審議の件

第2号議案 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会役員選任規則改正(案)審議の件

第3号議案 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会入退会規則改正(案)審議の件

現行の規則は設立当時に制定されたものであり、現状の連絡協議会としての活動と齟齬している。平成28年から全国の協会が公益法人に移行しており、その対応につき改正されていない。これらの理由により本則及び関連する条文の整理を行うものです。

さらに、現在の情勢を鑑み会議の開催並びに表決の承認を電子機器等を活用して行うことを明文化する。以上のとおり改正の提案主旨の説明があり、採決がなされ承認されました。

臨時総会終了後、休憩を挟んで第2回の研修会が始まりました。



議長団

2. 第2回研修会

題目「一括譲与財産の管理業務をめぐる法的環境の変化について(一括譲与財産の管理業務に公嘱協会が果たすべき役割)」

講師 寶金敏明弁護士

平成12年から17年まで行われた「法定外公共物一括譲与」を題材に、政策の施行に至った経緯から譲与後の管理実態の実例を交えて、譲与財産の維持管理に公嘱協会が果たす役目についての内容であった。



寶金弁護士講演

譲与財産については「地方分権推進法」の趣旨からすれば、登記嘱託をして譲与することが理念にあった。しかし、大量の登記事務処理が必要となり処理に要する期間も長期となることから簡便な手続きにより譲与し、譲与を受けた市町村が登記することになった。現状、市町村は不動産登記法にある「固定資産税を課することができない土地については表示に関する登記申請義務の規定は当分の間、適用しない」という規定を理由に登記申請を行っていない。

昨年「改正土地基本法」が施行され、第6条に土地所有者は「土地の利用及び管理並びに取引を行う責務を有する」と明記された。これは国・自治体に対しても同様の責務が発生する。このことを官公署に提言すべきである。公嘱協会は地域事情に精通した土地家屋調査士の集まりであり、登記業務の専門家集団である。これが設立の趣旨である。

違法行為を行っていて、それを解消するための法改正要望はダメである。現在の法律の解釈を突き詰めたうえで法改正の要望をすべきである。

ここに公嘱協会の果たすべき役割がある。と講演された。法定外公共物一括譲与の経緯がわかり、今後の業務推進のヒントとなった講演でした。

前日に機器及び通信状況等を確認しての臨時総会・研修会でしたが、不具合も発生せず無事に終了することができました。モニター越しの会議でお互いの息遣いを感じることはできませんが、今後の会議・研修会のあり方の1

つの方法であることを感じました。

以上のとおり、臨時総会・研修会が執り行われ終了した。



講演風景



講演 Web 画面

(全公連 理事 安藤 勘二)



1. 第36回定時総会及び報告会開催案内 (Web会議)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえて理事会で審議した結果、参加者および関係者の皆さまの健康・安全面を第一に考慮し、以下のとおり Web 会議により第36回定時総会及び報告会を開催することとなりました。

日時：令和3年6月2日（水）
9時20分～15時30分まで

会議形式：Web 会議

内容：

- ・ 定時総会
 - 第1号議案 令和2年度一般会計収入支出決算報告承認の件
 - 第2号議案 令和3年度事業計画（案）審議の件
 - 第3号議案 令和3年度一般会計収入支出予算（案）審議の件
 - 第4号議案 役員改選の件
- ・ 報告会
 - 事業推進からの報告

なお、今後のコロナ禍の影響により内容等に変更が発生する場合がございますのでご了承願います。

2. 会議経過及び今後の会議予定

令和3年

1月21日	第4回広報委員会 (Web開催)
1月26日	第5回正副会長会議 (Web開催)
2月4日	第7回理事会 (Web開催)
2月16日	第8回理事会 (Web開催)
2月17日	臨時総会及び第2回研修会 (Web開催)
3月5日	第2回地図作成研修実施委員会 (Web開催)
3月9日	第6回正副会長会議 (Web開催)
3月10～12日	第9回理事会 (書面開催)
3月15～19日	第10回理事会 (書面開催)

3月30日	第7回正副会長会議 (Web開催)
4月5日	第1回役員選考委員会 (Web開催)
4月6日	第1回事業推進打合せ (Web開催)
4月15日	第1回監査会 (Web開催)
4月16日	第1回理事会 (Web開催)
4月26日	第2回役員選考委員会 (Web開催)
5月21日	第1回正副会長会議 (Web開催)
6月1日	第2回理事会 (Web開催)
6月2日	第36回定時総会及び報告会 (Web会議)

今後も全国の各協会・ブロックの活動を紹介させていただきますので、ご参考にしていただければと考えております。皆様の地元協会のイベント情報をお寄せください。
(広報委員会)



「吾輩は日本里道学会の顧問である。会員は…まだ居ない。」

…言うまでもなく、夏目漱石の「吾輩は猫である」の書き出しの部分のパロッドものだ。

しかし、「日本里道学会」が実存し、拙老(=私。前回「愚生」と自称すると言ったが、この方がピツタリかも)が、同学会の「顧問」であること、ただし会員は、現在のところゼロであることは、いずれも真実だ。

皆さんの中に、何らかの「学会」に所属しておられる方がいらっしゃると思う。皆さんと関係の深い学会としては、「国際地籍学会」(地籍問題研究会)とか、「日本登記法学会」とか、「日本測地学会」などがありそう。土地家屋調査士の中には、あきれるほどに能力が高く、かつ勉強熱心な方が多いので、少なからぬ方々が積極的に学会に参加しておられることと推察される。

素晴らしいなあ、カッコ良いなあと思う。実務に就きながら、なお、学問の道を捨てず、かえって学問を究めようとするその姿は実に好ましく、土地家屋調査士の鑑とすら言える。そのような方々が、土地家屋調査士の困難を極めるであろう将来に、的確な指針を指し示してくださることは疑いない。

かく言う拙老は、「国際地籍学会」(地籍問題研究会)あるいは「日本登記法学会」の立ち上げ時には、参加しないかと呼びかけられたが、お誘いに感謝しつつも、丁重にお断りした。学会費が払えないから?…それも一つの理由かも知れないが、とても悲しいことに、何よりも学会の人達のような晴れやかな立ち居振る舞いが大の苦手で、学会というタイトルあるいは雰囲気は全く肌に合わないのだ。要するに拙老は、「学研肌」とはほど遠い「アルコール肌」なのだ。

似たような話に「法学博士」というタイトルの話がある。若い頃、拙著「里道・水路・海浜」に触れたある先輩から、あの変チョコリンな研究をしているお前ならわが校の法学博士のタイトルを取得でき

る、俺が推薦すると言われ、虫唾が走ったことがある。とんでもない、と心底思う。博士号を忌み嫌う理由の第一は、自分が学研肌でないことがあるが、もう一つには、先輩の中に博士号を取った者がおり、その人物が博士号を振りかざしつつ、その後、虚栄に満ちた人生を歩んでおられたのを目の当たりにしたことにある。その先輩は博士号を取得する以前には、とても好ましい性格の学問オタクで物書きオタクだった。それなのに、博士と呼ばれるようになってから、人物が大きく変わってしまった。かく言う自分も「博士」などと呼ばれようものなら、ふんぞり返ってしまうであろう。悲しいことに、寶金敏明がそういうさもしさを、極めて顕著に持ち合わせた人物であることは、誰よりも本人自身が一番良く知っているのだ。

拙老も、学会に熱心に足を運ぶ人たちや、博士号を目指す人たちと同じように、好きな事柄を集中して勉強をすることは、大好きだ。ただし、アルコール肌の私は、議論の場所は酒の匂いがしないと落ち着かず、勉強に集中できない。今までの人生で最も深く楽しく学べたのは、(前にも別の機会に触れことがあるが)東京の土地家屋調査士の有志が時間外に飲み屋に集まって行っていた勉強会だ。リーダーは鷲尾賢司調査士と、柳下泰児調査士。現日調連会長の國吉正和調査士もおられた。学生の頃ですら、そのように快活で楽しい議論を経験したことが無かった。法務省でも良く議論をしていたが、それぞれが担当する訴訟事件の処理で忙しく、誰かが法律論で悩んだとき、手の空いている者が酒を飲みながら議論に加わるというスタイルだった。酒が入る分、十分に楽しいし、耳学問で知識を獲得できるというお得感と、ほど良い酒の香が心地よく、薬害、公害、原発、行政権限の不行使、いわゆる従軍慰安婦などの戦後処理等々、必ずしも自分が好むテーマばかりではなかったものの、いつも嬉々として議論の輪に加わっていたものだ。

ややマジメな話をすると、学会ないし研究会系の(学研肌系の)人達の議論は、多くの場合、ご高説

拝聴というスタンスで、ブレインストーミングの手法を許さない。ブレインストーミングは、集団で自由にアイデアを出し合うことによって発想の誘発を期待する手法だ。

その手法には、いろいろあるようだが、裁判所や法務省で当たり前のように行われていたのは、① 上下の意識を捨てる、② 批判をしない、③ 自由奔放に議論する（例えば、租税担当課長ともあろう者が「相続って何さ？なぜ相続が開始されると税金がかかるのかな？」…という疑問を恥ずかしがらずにするのがその類だ）、④ ユニークな発想は大歓迎、⑤ 乗り降り自由（=議論の撤回や寝返りが自由。例えば「白だと思う、…やっぱり黒だな～、…そうなるグレーと考えるべきかな～」との優柔不断の議論は大歓迎される）、⑥ 何かをしゃべる（沈黙は絶対 N.G.）、⑦ リーダーも、結論は議論を終えるまで言わない、というもの。

この手法は、土地家屋調査士だけでなく各種公務員研修でもあちこちで披露しているが、土地家屋調査士における勉強会でもぜひ取り入れて欲しいので、何度でも言う。前述した鷺尾勉強会では、正に自然にブレインストーミングの手法が導入されていた。想像して欲しい。①～⑦の方法で議論をすれば、自然に和気あいあいとなる。しかもそれにお酒が参入すれば、さらに楽しさがヒートアップすることは必定。議論が楽しく盛り上がり、深まる。

拙老が顧問をしている土地家屋調査士会でもブレインストーミングの手法で議論したいと願っているが、酒が入らないためか？なかなか上手くいかない。機会をみて、プライベートな勉強会と位置付けて軽くお酒を飲みながらブレインストーミングを試みたいと思っている。

*

ブレインストーミングの手法とは真逆の学び方が、独学だ。実は、拙老が最も得意とするのは、この独学なのだ。独学と言えども聞こえが良いが、要するに、オタク的かつ妄想的な独りよがりの学びのこと。若い頃から性に合っていた。

根クラで強い妄想癖があることは拙老の顕著な性癖。若い頃、ラジオで聴いたアナウンサーの有名な言い間違い事件がある。「女子高校生による見事なマスゲームです、一糸乱れぬ演技です！」と言うべきところ、「女子高校生による見事なマスゲームです、一糸まとわぬ演技です！」と言ってしまったと言う。また朗読の時間に「その女性は鬱金（うこん）色の帯を締めていた」と読むべきところ当てられた学生は「その女性はウンコ色の帯を締めていた」と読ん

でしまった。いずれも、強い妄想癖のある私は、いったん頭に浮かぶと、その日一日は妄想の世界に入り込んで笑いこけてしまう。

閑話休題。拙老が最初に法定外公共物について興味を持ったのは、新米検事なのに道頓堀の所有権をめぐる著名な訴訟を事実上一人で担当させられた1974（昭和49）年のこと。裁判では、土地台帳はおろか公図にすら記載のない道頓堀が誰の所有なのか争われた。当時は誰一人学問的に掘り下げた議論をしている者はいなかった。そのため私（当時は「拙老」ではない。新婚さんだ）は、女房が妊娠中で何もできなかったこともあって（？）、一人で脳漿をふり絞り、江戸幕藩体制の時代に思いを巡らしつつ、堀川や里道等の法定外公共物の帰属に係る議論を自問自答した。その結晶として得られた自説は、私と共同戦線を張るべき国鑑定人であられた牧英正教授にすら否定された（岩波新書170番「道頓堀裁判」では、宝金検事の見解=国の主張をやんわりと批判しておられる）。が、寶金説は、その後、誰も異説を唱える者がいないことから、法務省訟務局の事実上の公式見解となった。もっとも、法制史等の学会では未だに寶金説には疑問の立場が強いようで、早稲田大学大学院の入試で拙著「里道・水路・海浜」の一節がそのまま引用され、「この見解を論評せよ」との出題とあいなった。寶金説に加担した受験生は果たしていたのだろうか。

ちなみに、拙著「里道・水路・海浜」は、そのはしがきに記したように、法務省法務総合研究所教官だったころ、2007（平成19）年の春から民事研修誌に18回にわたって連載した拙稿に大幅な加筆・補正を施して集成したものだ。しかも、その拙稿自体、拙老の講演草稿をまとめた小冊子「法定外公共物」（1984（昭和59）年青森地方法務局刊）をベースにしている。それらの論稿は、誰一人と議論することもなく、正に拙老がオタク状態で書き進めたものだ。とりわけ、法務省法務総合研究所教官のころ、講義のない日は一日中、赤レンガ棟にある法務図書館に入り浸っていた。開架式だったので、洋書コーナー以外の文献を、恍惚状態ですべて読み漁った。そのような奇妙な読み方をしたのは、「法定外公共物」なるものを知るためには、（当時の法律には全く規定がなく、論文もなかったこともあって）民法・行政法・環境法など諸法の他、法社会学、法制史学、近代史学、公共政策学、土木学、測地学など広範囲な学問をかじりながら考察を重ねることが必須だったからなのであって、決して拙老が図書オ

タクだったからという理由だけではない。

ちなみに、法務省赤レンガ棟にある法務図書館所蔵の図書の中で若い頃の拙老が最も時間をかけて立ち読みしたのは、ドイツの裁判官がいわゆる魔女裁判において被告人の女性を有罪すなわち魔女と判定した判決書（訳文）だ。物的証拠、人的証拠、文献その他あらゆる証拠に基づき、緻密な論考を推し進めて有罪との結論を導いている。今どき、魔女の存在を信じる職業裁判官はいないだろうが、中世においては、普通に存在していた。被告人は魔女であるとの自白を拒否していたので、死刑の執行方法は、火あぶりの刑だったはず（魔女だと自白していればギロチン刑）。人間の理性っていったい何だろう？と思わせる文献だった。

話を再度本筋に戻そう。拙老の著作があまりにもオタク的だったことを物語るエピソードがある。前掲の民事研修誌への連載は、あまりにもオタク的著作ゆえ、編集担当者教官から「法務局職員には難解すぎて役に立たない。教官の私ですら知らない。紙のムダだから連載を打ち切ってくれ」とまで言われた。また、1989（平成元）年刊行の「里道・水路・海浜」に至っては、発刊の折り、出版社から「売れそうもないので、自費出版にしてくれ」と言われた。出版社に顔が利く上司が間に入って、話し合い、実務叢書シリーズの中の1冊ということであれば、赤字になっても目立たないという理由で、シリーズ本の1巻として社費で出版することになった。そのシリーズ本は、その後次々と廃刊となったが、拙著だけがその後30年以上にわたり刷り増しが重ねられ、5回も改訂を繰り返すこととなっている。オタク仲間が細々と買い続けてくださった結果と言えるだろう。我が女房が、家庭裁判所の裁判官室書棚で「里道・水路・海浜」を目にしたと驚いていた。その裁判官もオタク好きなのであろう。

ようやく話は本論に戻る。これまで40年もの長きにわたり、法定外公共物というキワモノを研究するオタクは私以外いなかった。その上、里道や公共用悪水路などの法定外公共物の多くは、ご存じのとおり地方分権一括法（第一次。1999（平成11）年法律第87号）を契機としたいわゆる一括譲与により、ほとんど全てが市町村に譲与され、その多くが条例や規則等に基づいて管理される法定「内」公共物となってしまったので、その後は法定外公共物を研究する価値は激減した。それゆえ、向後、法定外公共物のオタク研究者は絶対に現れることはない

だろうと思っていた。

ところが、最近、2人目のオタクが現れた。その人物こそ「日本里道学会」を主宰する渡邊成彦氏だ。渡邊成彦氏は沼津市の職員だ。市町村の職員は、極めて高い資質を有する方々が多い。しかし、職員の数が少ないのに職務範囲は人権擁護、コミュニティへの参加、税務、ゴミ処理等々、果てはコロナ禍への対応に至るまで広範に及ぶことから、わずか2～3年で配置換えになることが多い。そのため、職員の知識は「広く浅く」の「-（マイナス）字型」になってしまいがちだ。そのような環境下であって、渡邊成彦氏は、市道管理の職にあった時、沼津市に里道の管理条例がないことの不都合を知り、自ら里道管理条例を作ろうと決意した。そのためには、里道についても、条例作りについても、かなり深い専門的知識を獲得する必要がある。渡邊成彦氏はそう決意して一人で勉学を始めたが、より深く勉強するために、上司の許可を得て、大学院で学ぶことを決意する。しかしいくら探しても、法定外公共物を研究する教授はいなかった。そこで近隣学問領域の一つである公共政策学の教授の研究室に籍を置き、ほとんど独学で「里道学」を学び始めたという。まさに、地方自治体職員の理想である「T字型」（一つの領域につき専門を極める型）人間への途を突き進むことになる。

オタク同士は見えない糸で引き合うのだろうか。渡邊成彦氏は沼津市の職員でありながら、2度、3度と拙老の講義を研修員として受講している。土地境界に係る研修だけでなく、拙老が沼津市で定期的に行っている法制執務（条例等の理論と作成要領を学ぶ講義）の研修にも自主的に参加している。言うまでもなく、里道に関する実体法的な知識だけでは条例は作れないからだ。

渡邊成彦氏の研究は、先駆者を自認する拙老もビックリの大きな成果を上げた。

拙老自身が学ぶべきところも少なくなかった。

渡邊成彦氏の研究成果は、「法定外公共物（里道）の変遷と譲与後の管理」自治総研474号2018（平成13）年）として結実する。地方自治法制のみならず、法制史や公共政策学などの幅広い視点から論じており、圧巻だ。できれば、原著に当たっていただきたいが、土地家屋調査士の皆さんのゼッタイお役に立つと思われる部分については、「里道・水路・海浜」5訂版18、105、113、413の各頁に引用してあるので興味のある方は参考にされ

たい。

また、土地家屋調査士の業務との関りについては、渡邊成彦氏をゲストとする拙老の対談シリーズ「土地家屋調査士と境界確定の手法」[第12回] 里道の変遷と管理の実態」(登記情報699号2020年2月号2頁以下)を参照されたい。

*

この対談では、本人達はオタク議論をしているなどという意識は全くなく、至ってマジメに議論を重ねたつもりだった。ところが、この対談を興味深く読んだとおっしゃる最高裁長官クラスの方がメールを下さった。オタク同士の楽し気なやり取りを愉快的な気分で読ませていただいたと言う。悲しいことにオタクの議論だとお墨付きまでいただいてしまったのだ。

*

理想的なT字型人間たる渡邊成彦氏は、現在、「里道」を含む小規模道路を研究対象として活動しておられ、フェイスブック上で「日本里道学会」を主宰しておられる。

拙老は、同氏から請われるままに、恐れ多くもその日本里道学会の顧問を拝命している。学会会長は、渡邊成彦氏、顧問は拙老。そして学会の会員は?…たぶんゼロ。それだからこそ、学会を苦手とする拙老でも顧問が務まっているという次第だ。

(了)



編集後記

昨年来猛威を振っている新型コロナウイルスの感染は、いろいろ感染対策は取ってはいるものの1年以上たった今でも終息の兆しさ見え、期待されているワクチン接種も何時になるか解らない状況にあります。

何時まで続くか分からない自粛生活は、業務運営どころか通常の生活まで影響を及ぼしています。

広報委員会もリモートによる会議を余儀なくされましたが、会報誌「全公連だよりVOL.9とVOL.10」及び、官公署に向けての冊子「公嘱協会 VOL.2」さらに「土地基本法改正に伴う公用地境界管理業務」と題したパンフレットを発刊することが出来ました。

令和2年4月に改正された土地基本法では、土地所有

者に境界管理義務が課せられました、この管理義務は、水路、道路などの長狭物を含む公用地も例外ではありません、この事を官公署へ周知することは、公嘱業務拡大へ大きな後押しとなります。

これまで発刊したパンフレット「官民境界確認補助業務」「狭あい道路拡幅整備事業」の内容も境界管理にも繋がるものです。今回発刊した冊子「公嘱協会」をこれらのパンフレットと共に官公署へご提示いただき業務拡大の一助としていただければと思います。

まだまだ自粛の生活が続く業務にも支障が生じています、一日も早い通常の生活が出来ることを祈ります。

(広報委員長 吉村 秀一)

お願い

「全公連だより」へ掲載できるイベント・講演会等の情報提供、知っとく情報への掲載記事、投稿写真、論文、意見発表など募集いたします。

詳しい募集要領は事務局にお問い合わせください。

また、「全公連だより」へのご感想、意見をお寄せください。

(広報委員会)

令和3年5月1日発行

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

〒112-0013 東京都文京区音羽1丁目15番15号

シティ音羽2階 205号

Tel(03)5976-6761 Fax(03)5976-6762

Mail zenkoren@sepia.ocn.ne.jp

担当:広報委員会